

本日市教育委員会より、緊急一時預かりの実施について連絡がありました。

学校の休業が延長された場合、5月11日(月)より平日午前8時半から午後2時まで、学校での児童の預かりを行います。

対象者は、保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な低学年及び4年生までの児童ホーム利用者（公立・民間ともに）に限りますので、詳しい内容及び申し込みについては市のHPより御確認下さい。

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1588308935851/index.html>